

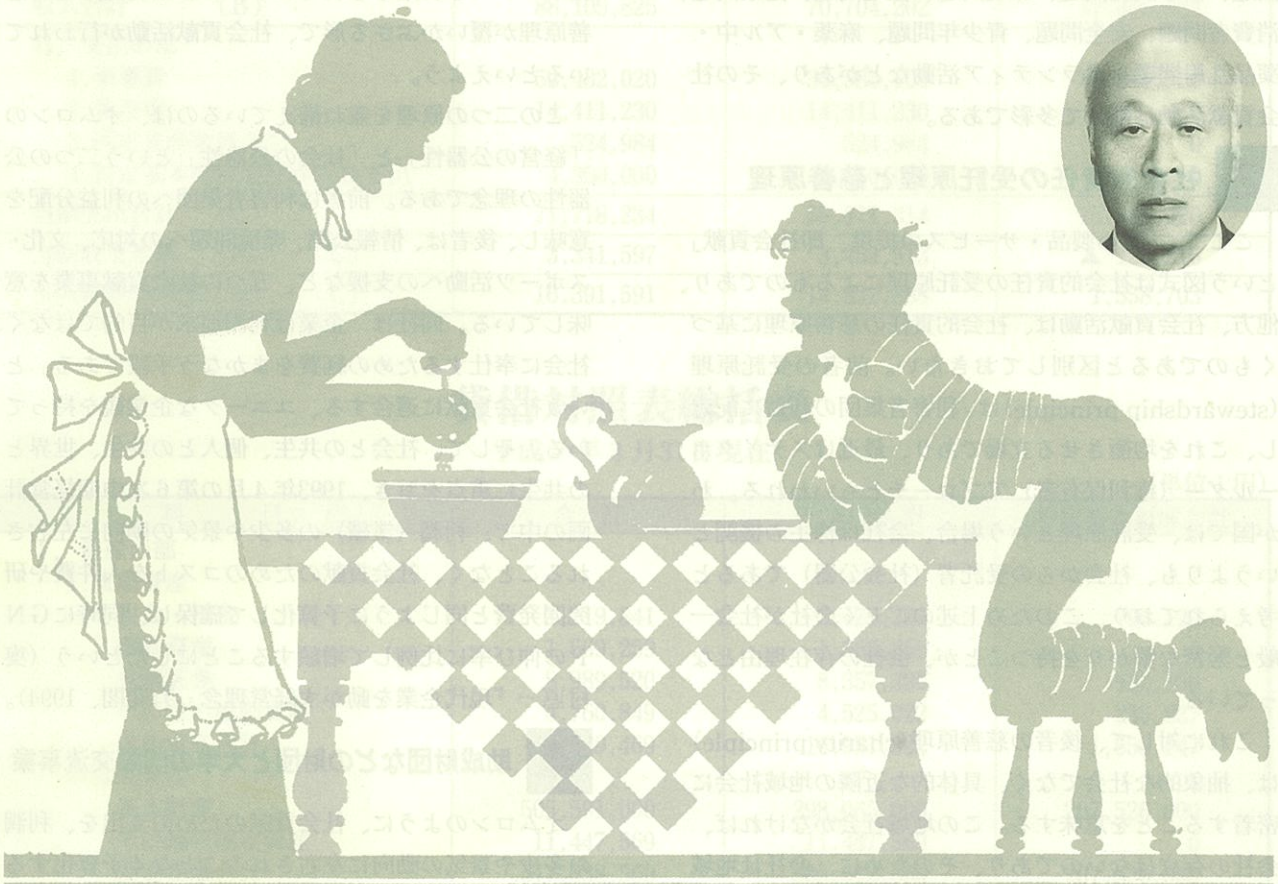
CONTENTS

★発行元＝財団法人助成財団資料センター

社会貢献活動と助成財団●奥村恵一	1	【書評】NGOとボランティアの21世紀	13
座談会「社会の必需品」として確立した助成財団	4	この財団にこの人●中里順子	14
日本の助成財団の現状●山口日出夫 ～多様化の現状と課題～	10	財務諸表	15
		新会員紹介 インフォメーション 編集後記	16

社会貢献活動と助成財団

とく いち
奥村恵一
横浜国立大学教授



1 わが国会社の社会貢献の理念

わが国の多くの会社は「社会」という抽象的で総体的な環境を重要視し、この「社会」と「緊密な繋がりのあること」を会社の存在理由とすると同時に、この存在理由を経営理念の中核に位置づけている。会社は、社会を愛し、社会に奉仕し、社会と調和し、社会へ還元し、さらに社会へ協力する企業市民になりたいと、

その信念を表明している。また、社会との緊密な繋がりをいっそう強く表現するために、社会的責任、社会的責務、社会的使命、社会的貢献などの概念を用いている。このように、会社の存在理由を経営理念の中核に位置づける試みは、今後の会社の社会貢献にとって重要なことがらとなろう。

ただ、わが国の会社の理念を良く検討すると、言葉はともかくとして、「良い製品・サービスを提供するこ



とが、即社会貢献」であるという考えが根強く見られる。このことから、わが国会社の社会貢献の理念は、近年会社の必須の活動であるとされている社会貢献活動(フィランソロピー、隣人愛)の内容と明確に繋がってはいないと批判されることがある。アメリカの会社の社会奉仕活動としては、教育問題、職業訓練問題、少数民族雇用問題、雇用問題、美術、地域社会の一般問題、都市開発問題、環境問題、住宅問題、健康問題、消費者問題、安全問題、青少年問題、麻薬・アル中・薬品乱用問題、ボランティア活動などがあり、その社会貢献活動は極めて多彩である。

2 社会的責任の受託原理と慈善原理

ここで、「良い製品・サービスの提供、即社会貢献」という図式は社会的責任の受託原理によるものであり、他方、社会貢献活動は、社会的責任の慈善原理に基づくものであると区別しておきたい。前者の受託原理(stewardship principle)は、利害者集団の利益に配慮し、これを均衡させる立場であり、最近ではステイクホルダー(権利保有者)アプローチともいわれる。わが国では、受託原理という場合、会社は株主の機関というよりも、社会からの受託者(社会公器)であると考えられており、このため上述のごとく会社が社会一般と緊密な繋がりを持つことが、会社の存在理由となっている。

これに対して、後者の慈善原理(charity principle)は、抽象的な社会でなく、具体的な近隣の地域社会に密着することを意味する。この地域社会がなければ、会社の存立はないのであり、そのために、会社は地域社会の諸問題を解決する手助けを自発的にしなければならない。この自発的活動は、フィランソロピー・アプローチによる「社会的善」の促進に他ならない。ただしこのアプローチは、ステイクホルダーの利益を損なう可能性があることに注意すべきである。それというのも、地域への貢献のために、株主の配当、従業員の俸給が一部犠牲にされる可能性があるためである。ここに、受託原理と慈善原理の部分的対立関係が見られる。

3 会社の社会貢献活動

わが国でも、近年は、教育、芸術文化、社会福祉、学術、地域社会、スポーツ、環境、健康・医学、史跡保存、その他、多彩な分野において、社会貢献の事例が多く見られ始めている。「良い製品・サービスを提供することが、即社会貢献」という考えに、社会貢献活動がプラスされ始められており、いわば受託原理に慈善原理が覆いかぶさる形で、社会貢献活動が行われているといえよう。

この二つの原理を兼ね備えているのは、オムロンの「経営の公器性」と「社会の公器性」という二つの公器性の理念である。前者は利害者集団への利益分配を意味し、後者は、情報公開、環境問題への対応、文化・スポーツ活動への支援など、五つの社会貢献事業を意味している。同社は「企業は利潤追求が目的ではなく、社会に奉仕するための経費をまかなう手段である」という社会貢献に適合する、ユニークな企業観を持っている。そして、社会との共生、個人との共生、世界との共生に重点をおき、1993年4月の第6次中期経営計画の中で、利潤(業績)の多少や景気の動向に左右されることなく、社会貢献のためのコストを人件費や研究開発費と同じように予算化して確保し、同時にGNPの伸び率に比例して増額することにしたという(奥村恵一『現代企業を動かす経営理念』有斐閣、1994)。

4 助成財団などの財団と大学の国際交流事業

オムロンのように、社会貢献のための支出を、利潤の多少や景気の動向に左右されることなく予算化する会社は、むしろ少ない。一般的に言って、今日のような景気後退の時期には、会社自体が鉛筆一本をも節約し社会貢献支出は思うに任せないというのが、多くの会社の実態であろう。この実態では、折角の社会貢献活動も持続できないことになる。

ここで、助成財団などの財団に注目する必要がある。財団の基金は、これが一旦設立されれば、運用利回りの多寡の問題は残るにしても、景気に左右されない社会貢献活動を持続することが可能となる。私企



業が好景気のときに、多くの資金を財団に醸出し、財団がこれを蓄えるようにすれば、経常的な社会貢献ができるというものである。

わが国の大学では、民間企業を中心として募金活動を行い、外国人研究者の招聘事業、留学生への奨学事業、職員の海外派遣事業など国際交流事業を行うだけの基金を準備する必要に迫られている。とくにここに来て、短期留学生の受入れが進められており、これは留学生受入れ10万人計画の一環として取り扱われ、21世紀初頭に少なくとも5,000人程度を受け入れることが想定されている。ここに、短期留学とは、外国人生徒が主として、大学間協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、わが国の大学における学習、異文化体験、語学の実地習得などを目的として、概ね一学年以内の一学期または複数学期のあいだ、日本語または外国語の教育を受けて単位を修得するもの、または研究指導を受けるものをいう。この短期留学生受入れを促進するためには、各大学において国際交流のための基金等の財源を早急に整備し、奨学金の支給をはじめ、留学生に係わる様々な経費の支出に全学的に対応する必要がある（短期留学推進に関する調査研究協力者会議報告「短期留学の推進について」平成7年3月28日）。

5 助成財団の事業形態と事業の拡大

各大学において国際交流のための基金を早急に整備するということは、容易なことではない。この基金に対する醸出は多くを民間企業にお願いしなければならないが、上述のように景気後退の時期には民間企業といえども社会貢献支出は思うに任せないであろう。この際、国際交流基金の醸出を助成財団など財団にお願いできるのだろうか。

助成財団の助成プログラムの事業形態としては、助成、奨学、および表彰がある。助成の中には、研究費助成、海外派遣助成、招聘助成、会議開催助成、出版編集助成、施設建設援助などがあり、また奨学中には、国内奨学金、海外留学奨学金、外国人に対する奨学金がある〔(財)助成財団資料センター『助成団体要覧』1994、助成財団臨時増刊号—日本の助成団体の現状—

1995〕。

是非とも、助成財団の助成プログラムやその事業形態について、大学等に大いに情報を提供して頂きたいものである。そして、助成財団の事業を拡大してほしいものである。わが国には、多くの社会問題の解決を政府に依存する傾向がある。政府や地方自治体の行政手腕に頼り、あるいは国や地方自治体の議員に頼んで、国の金を誘導する力に依存しようとしている。しかし、国の財源には限度があり、財源の必要な機関は他に重要な財源を求める努力をすることが必要であろう。したがって、民間企業や財団の社会貢献のための資産規模や助成額が拡大することは、社会発展に資するものであり、その意味で、社会に多くの潤沢な財源を提供する機関が存在することは、まさに開かれた、豊かな社会の証拠となるものであろう。

6 助成財団など財団の理念の形成

助成財団など財団の資産規模や助成額を拡大するためには、いくつかの施策があろうが、その中で大切なことの一つは、財団の理念を明確にすることであると信じている。助成財団の出捐者の類型が個人であれ企業であれ、助成財団は、「社会」と「緊密な繋がりのあること」を財団の存在理由とすると同時に、その使命感を明確に提示してほしいと願っている。出捐者の考えに任せ、陰徳を行うごとく、こっそりと社会貢献事業を行うというのでは、社会的ニーズに対して適切な資金配分ができない心配もある。もしも会社が、「良い製品・サービスを提供することが、即社会貢献」であるという考えの延長線上で財団を作っているとする、今日の社会の多くの問題に対応しきれないのではないのか。したがって、その延長線上で資産規模や助成額を拡大することは、かえって達成困難となるのではないのか。これに対して、財団の理念の表現は、財団が現実になにをするかに焦点を絞り、財団の職員が貢献すべき視点が明確であるものが望ましい。社会一般でなく、社会の諸問題に焦点を当てるといふ慈善原理を表明する理念が、この際求められているといえよう。

座談会

「社会の必需品」として確立した助成財団

とき 平成7年7月4日(火)
ところ 助成財団資料センター会議室

助成活動のかかえる問題を鋭くえぐりつつ、
日本社会の新しい在り方を問う。
国際化の中でその役割はますます重要に。



「なぜ今、助成財団か」

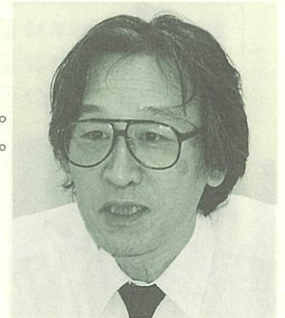
青柳 助成財団といってもピンからキリまであります。ですが、助成財団が社会に果たしている役割を説明する場合、仮に消去法でとらえたらどうなるか。つまり助成財団を含めた民間の財団が今の日本社会から全て消滅したとします。社会はたちまち大混乱に陥るところか、たちゆかなくなる。すでに、重要かつ不可欠の

社会のセクターになっていることは間違いない。

出口 そこでなぜ今、民間の助成財団なのか。第一に、個人であれ、企業であれ、民間の資金を社会のために使いたいという、サプライサイドのニーズがあると思います。日本経済は今、非常に苦しいですが、日本が経済大国であるという厳然たる事実は動かせない。企業サイドでは、例えば創業何周年という節目などに、なんらかの記念碑的な助成事業をしようとする。非常

青柳潤一

日本経済新聞社編集委員
早くから助成財団の役割・活動に着目し
精力的に取材を重ねる。
財団活動に頂門の一針。



に単純なロジックとはいえ、これにもサプライをしたいというニーズは、はっきり認められます。

個人の側に立っても、資金に余裕のある人は寄付をする。受け手のニーズはいちいち例を挙げるまでもない。いろいろなところが民間の寄付金をほしがっている。民間の助成財団は、そのデマンドサイドとサプライサイドをつなぐ機能を果たすべきもの、といえると思うんです。

青柳 サプライサイドでいえば、今回の阪神大震災後のできごとが、端的でかつ感動的な証拠といえませんか。

出口 配分委員会というところに集った義援金だけで、1,600億円だそうです。ボランティア団体に直接行ったおカネもあり、トータルは分からないにせよ、ドル換算では20億ドルを超えるのは間違いない。これは世界の歴史でも空前のことでしょう。

青柳 財団の活動は、精神面では「人類愛」に由来するフィランソロピーといい、機能面でNGO、NPOなど、言葉としてもいろいろ生まれました。大和言葉に置き換えると、助ける、助けあう、与える、生きあう、思いやる、などでしょうか。ただ、日本語で表すと、なにかひ弱で芯がないという感じを抱く人がいて、ことにいわゆる知識人に少なくない。広く日本語文化そのものの問題にもかかわりますが、ともかく、ある特定の地域、思想にのみ見られるような特殊な概念ではなく、文明に普遍的な概念だと考えたい。

出口 フィランソロピーや寄付という行為は、人類の最終的なフロンティア、ともいえるでしょう。

青柳 そうした民間の活動が活発になったがために、政府・行政の限界がはっきり見えてきたのではないか。

鶴木 なぜ助成財団かといわれた場合、このニーズは広い意味での福祉だと思うんです。社会のためなわけ

です。そういう面にもっと自由に助成できるような法制度、これが整備されているのではないかという感じを持ちます。

「広がる活動と行政の遅れ」

青柳 文部省の科研費より、企業を含めた民間全体の助成金の方が、今では多い。自治体のつくる助成財団は、教育から国際交流まで、最近のものすごい勢いで増加している。ですがその基金の中味を調べてみると、地元の経済界、つまり民間が半分以上を出資しているなどという例が少なくないんです。民間による助成の実態は、もっと社会に認識されるべきです。

出口 「ボランティア革命」といういい方がされています。そこでボランティアをさばくコーディネーターが現れた。人々のニーズに合うようにそれを配分していったということがあったわけです。民間財団がなぜ必要かということ、そういう民間の資金、民のシビルの論理で集まった民間の資金を、シビルの論理で分配するための、いわゆる分配機能としての民間財団がどうしても必要になるわけです。ボランティアコーディネーターというのが必要だとよくいわれますけれど、民間財団を一言でいえば、寄付金のコーディネーターとしての存在感というものがやはり必要ではないか。それがとりわけ今回、阪神大震災の対応のときに如実に現れたというふうに思っております。

青柳 民の努力を官が仕切ったわけですね。

出口 官の思想が仕切っている。しかし今の日本の助成財団にも、実をいうとそれに近い官の思想というのが蔓延していないかとの、反省はします。

政府には政府の制約があって、民間企業には民間企業の制約があって、どちらもできないところがある。それを補うのは民間セクターであって、財団であると



鵜木恒治

財団法人日産科学振興財団 顧問(前常務理事)
自然科学研究助成に長年たずさわる。
プログラムの改善に尽力。

いう。助成財団というのは一種のベンチャービジネスと考えています。儲けのベンチャービジネスは企業がやっているわけで、非営利のベンチャー、ノンプロフィットビジネスですね。そうした位置づけ、考え方でやっていったらどうかと。ノンプロフィット、公益活動というのは、もちろん政府がやっているし、企業がやっているわけですが、政府の場合はベンチャー的な部分はどうしても手がけにくいところがありますね。そういったところを担っていく役割を持っているのではないかと。生き生きとした社会のためにということでは、ある一定のプロポーショナルをベンチャー的に資源が配分されているということは、社会がいちばん生き生きとする要件だと思います。

黒川 政府とか企業の場合はレーゾンデートルがはっきりしている。公益のミッションとか、利益志向とか、カネを儲けたいとか。これはだれが見てもはっきりしています。ところが財団の方は、目的もシステムも分かりにくい面は確かにあると思うんです。ですから、そこはある意味では競争原理で、政府セクター、企業セクターに対して、財団がコンペティションして、PRにしても何にしても、自分たちのレーゾンデートルは、はっきりいわないといけない。いいことをやっているからいいんだということでは、ちょっと甘えだろうと。

もう一つ、社会主義、共産主義が崩壊して、市場経済化という大きな流れがある。その片方で、市場経済のなかではうまくいかない。緊急の場合でいえば、地震や災害のときに、やはりノンガバメントの動きの方がきめ細かく、また多様な形で社会のニーズに応えられる。これはずいぶんはっきりしてきている。

市場経済だけでは律しきれない、非常に間違いやすいという危険性を持っている。国際的にも、東南アジ

アでのいろいろな開発がうまくいっていないなど、そういった例に対して、NGOが大いに挑戦しているということも事実なんですね。

「市民社会と財団の連携とは」

青柳 そこで民間としての自由度ですが、日本は非常に官僚統制がきつい。

黒川 役所は自己革新ができるのかという設問になります。組織は自己革新がないと必ず腐ってくる。これだけ変化の激しい社会の中で、役所のシステムではついていけないというのは当たり前だと思うのです。社会のシステムを考えると、役所が変に先回りしてついていったり、全部やったりするのは、むしろ不健康だというふうに世の中が考えないといけない。すぐ役所に「どうなっているのか」と聞きたがる国民性というものも含めて、ですね。

青柳 その点、芸術家というのは、人の無意識のところまで突っ込んで、前に進んでいく。芸術的価値の創造とはそうした力だと思います。

片山 その芸術の助成を考えると、なにもアーティスト個人に直接おカネを助成することだけが芸術助成ではないわけです。もっとインフラストラクチャー的な部分を支援するというのも立派な芸術支援です。その中で、役所がやる部分と民間が担うべき部分とがある程度、役割分担がはかられるべきではないかと思うんです。

地方でホールなどがたくさんできている。同時に、ハード優先でソフトが何もないではないかという批判が轟々と出る。これはいけないと、今度は芸術家の価値観で思いきってやっていくと、こちらもちやうな非難がある。そこにすくんでしまって、先の議論が進まなくなる。

黒川 千万喜

財団法人トヨタ財団 常務理事
多目的財団を預かる国際派。
TMA(トヨタ豪州製造会社)社長も経験。



ではどういうふうな住み分けが可能なのか。芸術的な価値そのものを追究するようなプログラムは民間主導でいこう。それを間接的にバックアップする。つまり、安く稽古場を提供する、安くホールや劇場を提供し、必要な情報も供給するのは行政。そういったところの政策論議まで深まっていかなければ、芸術領域ではいちばん問題かなと考えています。

青柳 米国の場合、新しい価値創造のために財団が芸術家を支援するシステムができあがっている。だから、前衛芸術でもあれだけ独創的なものが輩出する。そうは考えられませんか。

片山 無名なアーティストに惜まらずリスクマネーを投資していった米国の財団の輝かしい歴史は聞いていました。ですが去年、米国に行くと大変意外だったのは、だんだん変わってきている様です。つまり、助成が社会的目的の方に合致するようなプログラムになっている。例えばロックフェラー財団なども10年前までは純粋に才能に対して投資していた。ところが、今はそうではなくて、例えば国際交流、相互理解とか、コミュニティーへの貢献など、そうした、社会的な目的に沿ったプログラム助成の方にシフトしていったように感じました。

芸術家の力でいいコミュニティーを作るとか、芸術の力で青年をつくるとか、そういうストーリーだと思えますね。

青柳 国際的な文化創造、芸術創造という面でいえば、民間主導の芸術助成をしていたニューヨークと、国家主導型のパリの違いが、今になってみるとものすごく大きかったのではないですか。

鶴木 主務官庁制というのは、要するに財団従属説に立っているわけです。きわめて古典的なカテゴリーの公益というものに対して、しかも事業を特化するの、

民間財団従属説の最たるものだと思うんです。

青柳 諸悪の根源は、民法34条の規定しかないということにつながる。

黒川 いろいろな統計などでも、非常にあいまいな民法34条のために、公益法人に病院なども入れてしまう。これは料金をとっているわけで、日本ではプライベートセクターとしては認識されていない。NPOフォーラムで提案したように、クライテリアをはっきりして、公益性が高く公開性が高いという二つの大きなクライテリアで固有の分野を考えるべきではないか。基本的に、まずかっちりした公益に資するセクターというもの、そのドアを確立すべきだと思うのです。そうしないと、日本の社会は公益セクターを理解しないのではないか。

やはり自分たちの信ずるバリューをベースにしたクライテリアをすべきではないかと思うのです。また、それに関する統計調査みたいなものを早く始めて、それがどう変化していくのかということを追跡していくべきではないかと思うのです。

「法整備が急務」

出口 この法制度、民法34条のどこが悪いかといえば、公益法人が全部入口ベースのチェックになっていることです。公益法人というのは存在で評価されるのではなくて、活動が評価されるべきです。公益法人としてのなんらかの枠組みが必要だとすれば、出口ベース、つまり活動においてそれがチェックされるべきだろうと思います。今は、この法制度を変える千載一遇のチャンスだと思っているんです。慎重にした方がいいという意見があるのは重々承知していますが。実をいうとこの問題はきわめて個別的な問題で、例えば主務官庁の許可制度も、主務官庁が違えば許可されることが



出口正之

財団法人サントリー文化財団 事務局長
 ジョンス・ホプキンス大学に約1年留学、
 大阪大学、関西学院大学で教鞭もとった。
 その後、8月16日付で総合研究大学院大学
 (神奈川県葉山町)教授に就任。

全部違う。そのために日本全体として共通の問題だというふうに認識させること自体が非常に難しいんです。いくら個々の財団がそこで苦勞しているといっても、これは対社会的にならインパクトがない。それを考えますと、阪神大震災の後、いうなれば寄付行為(会社の定款に相当)でがんじがらめになっていた財団法人がほとんど動けなかった。どこも動けなかったといっているくらいだと思うのですが、そのことを民法34条の問題と結びつけて、今、問うべきだと思うのです。

鶴木 かなり重要な時期にきていますね。

片山 確かにわれわれ財団の立場からいくと、今の法制度、行政の監督の仕方は、一種の性悪説的なところがある。放っておけば悪いことをするというようなスタンスでやられているわけです。真面目にやっているところにとってはこれほど窮屈な話はない。ただこれを一気に性善説に転換できるかということ、それはできない。一つは、財団の評価の問題と表裏一体ではないかと思うんです。財団というのは、あるミッションをどの程度有効に達成しているのかということと一つは計られるべきで、それと規制をなくしていく方向がある。活動の評価をどうシステムチックにやっていくのか。

鶴木 免税特権を与えられているから役所がうるさくなったというのはあるわけですね。だから、許可式でなくて、設立するのは自由で、認可でいい。免税特権を与えるかどうかというのはその後のことでしょう。社会参加、市民活動というのは、そもそも自発的なものなわけですから。

青柳 その点では、皮肉なことに今度の大震災の被害が、財団ががんじがらめであるということをより鮮明にさせたという……。

鶴木 ということはありますよ。

出口 ただ、人の問題だという部分と、制度の問題だという部分があると思うんです。例えばボランティア団体でも、いわゆる任意団体でボランティアとして活躍した団体などは全然関係ないんだという団体はもちろんありますけれど、彼らはむしろ任意団体だからこそ動けたという部分があるんです。大阪大学の本間先生もいわれるように、制度化された団体が動けずに、制度化されていない団体が動けたというのがはつきり浮き彫りになった。

青柳 極論かもしれませんが、人間の善意にガードをかけるというシステムは、悪法であり、憲法違反ではないか。自由・平等・博愛とか、最低限の文化生活を営む権利を認めるという理念に反しますから。

黒川 いわゆる市民ソサエティというものをもう一回本気に考え直すといえますか、これは市民の問題でもあり、日本社会のあり方が問われていることでもある。

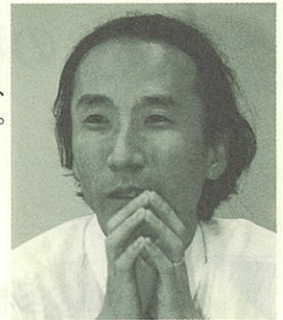
鶴木 日本の公益セクター、助成財団というのは、わりに顔の見えない仕事だと思うんです。ボランティアというのは、ある意味では第三セクターのきわめて基盤的なものであるし、これは顔も見えるし、社会の認知も早いわけです。こういうのはきわめてベンチャーなわけでしょう。行政にとって市民活動というのは、一種の敵でした。主義主張に基づくアクティブな行動が多かった。けれど今は成熟化している。

青柳 誤解が多いという点では、悪貨は良貨を駆逐する。財団界も、悪貨がわずかであっても良貨が駆逐されるという危険があると思うんです。公益法人が脱税とマスコミに出れば、大半の財団がそうしていると思われるかねない。少なくともパブリシティ上はそうなる。企業の助成財団が、企業宣伝の別動隊と見なされたり。

出口 サントリー文化財団というのは、まさにその代

片山正夫

財団法人セゾン文化財団 事務局長
 ジョンズ・ホプキンス大学に約4か月留学、
 「財団の評価」に関心あり。



名詞だった時代がありまして、「サントリー文化財団です」というと、「おたくは宣伝でやっているんでしょう」というふうにいわれていた時期があるんですね。それが活動を活動として見ていただけるような状況にちょっとずつ移ってきたのではないかなと思いますね。

「国際化と課題解決プログラム」

青柳 助成財団資料センターなどができて、ようやく情報機能を持ちましたが、全体としては、財団からの広報アプローチが非常に少ない感はありません。

黒川 もう一つは、アメリカの財団は課題対応型で全体に当たる。人口問題、環境とか。シンポジウムを開き、政策提言をする。だーんと言えるわけです。ポイントはこうだと。ところが日本は、研究助成とか、市民活動とか、そういうシステムの方が先にくるんですね。研究助成というと、みんな清く正しく美しくで、みんな安心して、しっかりやってくださいということなんですじゃう。だから、課題対応型に組み換えるような気持ちが出てこないとパブリシティはうまくいかない。パブリシティは、基本的には、プロダクツを前に出していけば、自然に社会の認知に結びついてくるのではないかなと。

鶴木 財団というのは、企業財団が主で、これは企業との関係があるわけですが、これもある意味では縦割になっちゃうんですね。しかも主務官庁との関係で縦割で、事業目的が淘汰されてくる。社会的な課題追究であると、違った目的でつくられた財団同士でも、そこにジョイントしてカネを出すというようなことまで、そんな触媒役をセンターができればいいですね。

座談会の仕掛け人として一言

前任の故山下理事長が、つねづねいっておられたのは、財団全体としての「社会への発信を強化」でありました。そして、財団外の人たちに通じるようにということでした。いままでの私たちの論議は、熱意が強すぎるせいか、仲間のなかでは通じるのですが、世間一般にはどうだろうか？ というのが多かったように思いました。

それについての反省もしながら、座談会の人選をしました。社会にとってわかりやすくするという点からセンターのなかの会合で、マスコミの人をお願いしたらということで、青柳さんに厄介なまとめ役をお願いしました。また、若手組の代表には、出口さんや片山さんに、そして壮年組の代表には鶴木さん、黒川さんにとそれぞれ論客を配しました。財団の事業分野や財団経験の長短にも気を配ったつもりです。ご多忙のなかを出席していただき有り難うございました。心配していたように話題はつきず、録音テープはたいへん長いものになってしまいました。

紙面の構成の都合もあってだいぶカットせざるをえなくなりました。その点は読者にも出席者にもご迷惑をおかけしました。いつの日か青柳さんにまとめて書いてもらいたいと思います。

紙上にはそれほど入っておりませんが、話題はセンターのあり方に及ぶことがしばしばでした。日本の助成財団についての理解を深めるために、センターへの期待の大きいことを改めて感じさせられました。

「こうした会合が、なぜいままでも持たれなかったのだろうか」とつぶやかれた出席者の言葉に、みたされていない財団関係者の気持ちをすなおに受け止めて、気持ちをあらたにしたいと思います。（山口日出夫）

日本の助成財団の現状

～多様化の現状と課題～

山口日出夫
専務理事

なぜ財団の多様化が

社会の成熟にともない助成財団への期待も多様になり、これまでのような研究助成中心というだけではすまなくなってきた。助成財団の活動が日本社会のかかえる問題解決のために役立とうとすれば、海外からの支援要請にもこたえる必要があるし、さまざまな草の根の活動……NPO、NGOへの支援が必要になるであろう。

しかし財団の助成活動は時代にふさわしい多様化ができていだろうか？あるいは日本社会に適合した多様化がなされているだろうか？NPOが、NGOが、日本の財団にいろいろ期待を寄せている。はたして日本の財団はその期待にこたえているだろうか？その現状について、助成財団資料センターのデータベースをもとにして説明してみたい。

多様化してきた日本の財団

研究助成一辺倒だといわれてきた日本の財団のなかにも、文化や芸術や国際交流を支援する財団もふえてきた。助成財団は近年、社会のニーズにこたえて多様化してきたといわれている。たしかに図1～3の指標を一見すると、そうやってきたかにみえる。しかし本当にそうなのだろうか。その内実をさらに検証をしてみる必要があるだろう。

問題は多様化したなかみである

多様化が必要であるといっても、ただやみくもに多様化すればよいというわけではない。多様化は社会のニーズにこたえるものでなければならない。

いま海外から日本の財団に支援が求められている。これは豊かになった日本が国際社会に生きていくために避けて通れない問題である。しかし図1の「事業形態別プログラム数」でわかるように、海外への支援は助成活動の片隅に置かれている感があり、これを増加させることが大きな課題である。

一方、国内はどうか？たとえば阪神大震災で活躍

した「市民の活動」に対する支援——これは図1の『他事業』というところに分類されている。『他事業』全体としてはかなり高いレベルの助成がおこなわれているようであるが、当センターに寄せられる期待のなかには、NPO、NGOとの連帯を求める声が非常に高い。これを裏返せば、市民活動への助成がまだまだ不足しているということであろう。

だとすれば、さらに『他事業』のなかみを調べてみる必要がある。この部門は「研究、派遣、招聘、会議、出版、施設以外の事業あるいは活動にたいする助成」と定義され、かなり広範囲の対象をもっているが、実際にはその事業分野はどうなっているのだろうか？これを図2の「事業分野別プログラム数」でみてみよう。そのなかみは理学、農学、工学などにはじまり、環境、福祉、教育、文化、芸術、国際交流、国際協力などの事業や活動に対する助成を含んでいる。調査する前には福祉、教育、芸術などの項目にプログラムが集中するだろうと予想していたが、結果は意外にばらつきがあり、全分野にまたがっている。この図だけをみれば、誰しも事業・活動助成が多面的にひろがり、これはよい傾向だと思いたくなるが、実態は必ずしもそうではない。

ここでいう事業・活動助成には、研究助成の延長である「成果発表助成」といわれるものが入っている。そのほか、研修会や啓蒙・啓発的なものも含まれている。理・農・工系への助成プログラムもかなりの部分を占めている。だから福祉、文化、教育、芸術の比重はかなり高いとはいえ、圧倒的に多いというわけではない。（しかし、さらに調べてみると、他事業のなかの理農工系への助成プログラムは、金額ベースでは決して多いとはいえない。）

活動助成の伸びは低い

こうみえてくると、図2の『他事業』の伸びでわかるように、日本の財団は総体として、社会のニーズによって多様化しつつあるとはいえる。しかし、このなかには、研究助成の延長線上のものも含まれているから、

図1 事業形態別プログラム数(総数1107)

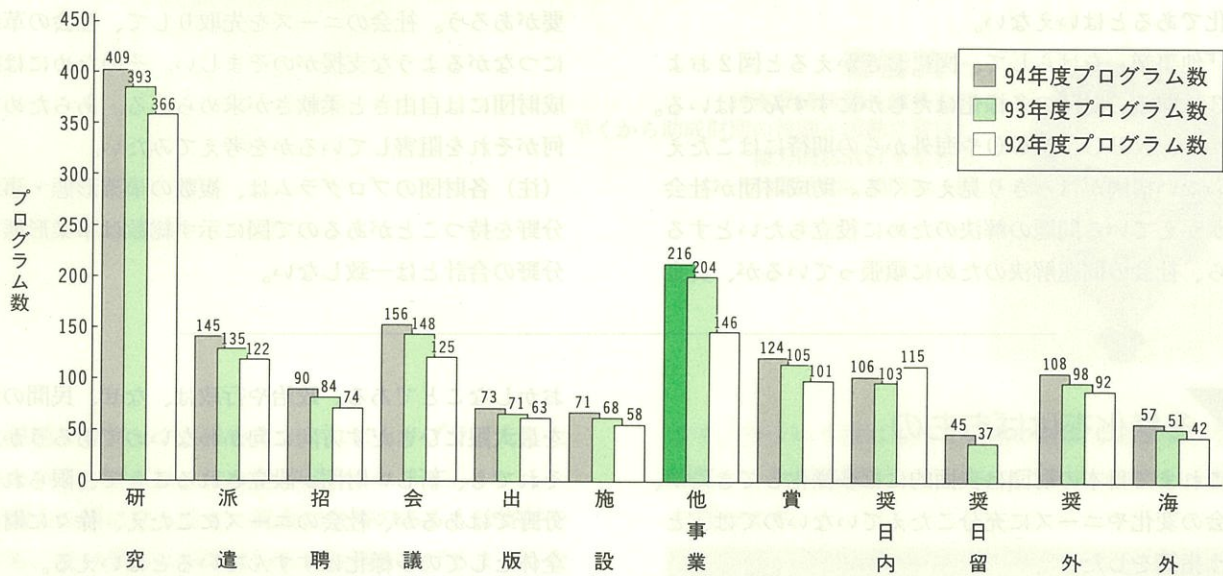


図2 事業分野別プログラム数(総数1107)

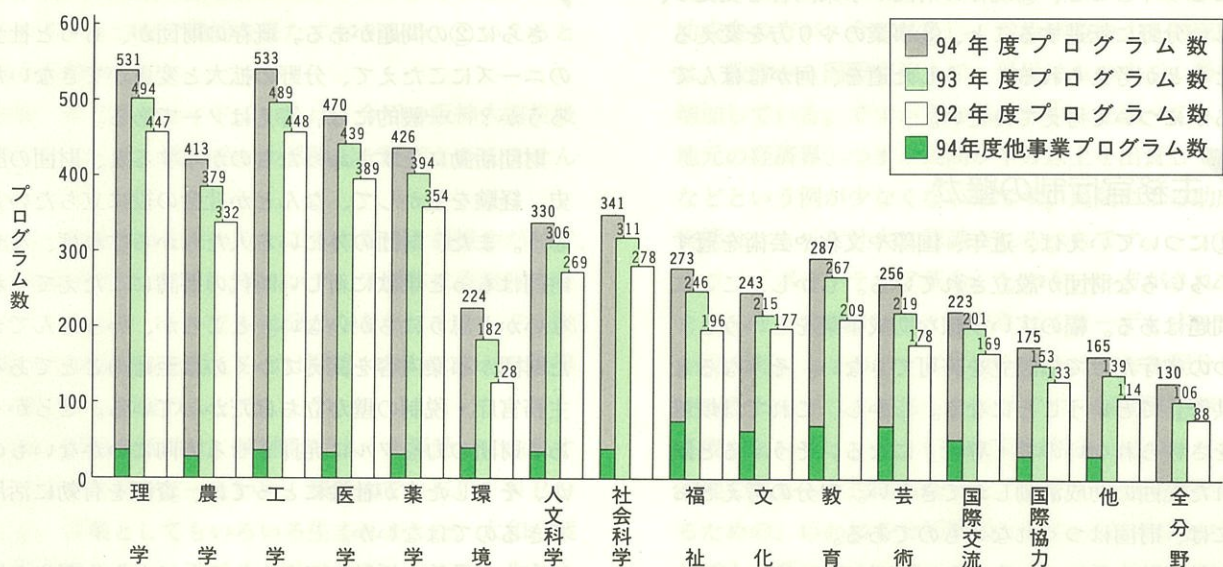
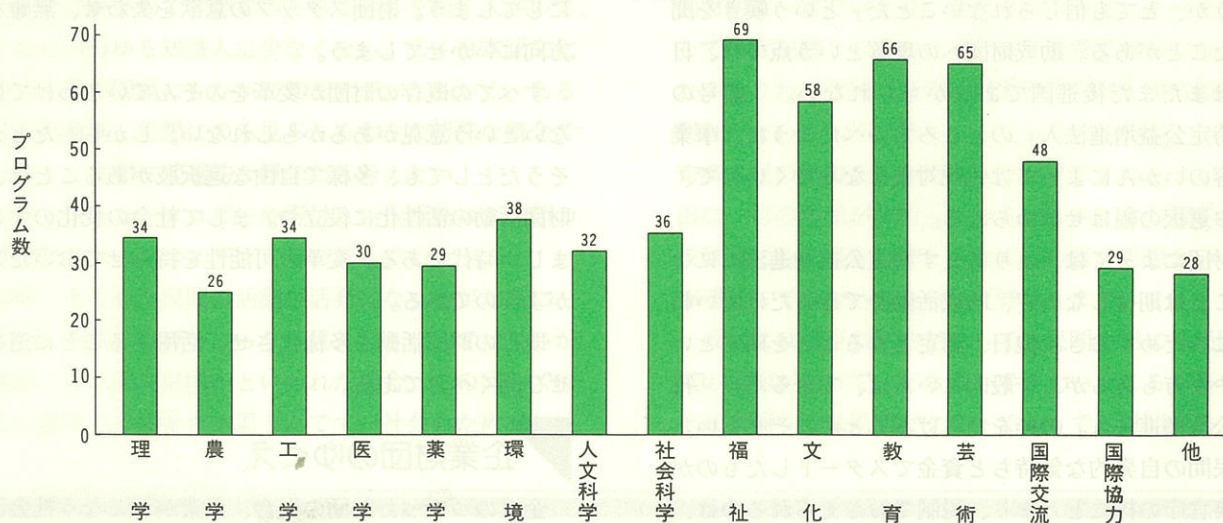


図3 他事業分野別プログラム数(1994年度)(総数216)



『他事業』のプログラム数の増加がすなわち活動の多様化であるとはいえない。

『他事業』をばらして、図におきかえると図2および3になる。財団の多様化はたしかにすすんではいる。しかし、NPO、NGOや海外からの期待にはこたえていない構図がはっきり見えてくる。助成財団が社会のかかえている問題の解決のために役立ちたいとするなら、社会の問題解決のために頑張っているが、資金

的に恵まれてない分野への支援にもっと目を向ける必要がある。社会のニーズを先取りして、社会の革新につながるような支援がのぞましい。そのためには助成財団には自由さと柔軟さが求められる。あらためて、何がそれを阻害しているかを考えてみたい。

(注) 各財団のプログラムは、複数の事業形態・事業分野を持つことがあるので図に示す総数は事業形態・分野の合計とは一致しない。

多様化をはばむもの

これまで日本の財団は表面的には多様化してきたが、社会の変化やニーズに充分こたえていないのでは、という指摘をした。

多様化のためには、①新しい財団ができ、新しい分野にとりくむこと、②既存の財団が事業内容を変更し、新しい分野に転進すること、③事業のやり方を変えることなどが考えられる。こうした道を、何がはばんでいるかについて考えてみたい。

主務官庁制の壁が

①についていえば、近年、国際や文化や芸術を冠するいろいろな財団が設立されている。しかし、ここにも問題はあつた。幅の広い多様な助成事業をという、一つの省庁だけでは設立を許可できない。そうすると「共管」ということになる。しかし、これでは煩雑さをさげられないので「専管」になる。そうすると限られた範囲の助成活動しかできない。自分の考えどおりには、財団はつくれるものである。

海外経験の長かった人から、「日本では一体、どのように、誰が、財団をつくれればよいと思っているのでしょうか、とても信じられないことだ」という嘆きを聞いたことがある。助成財団への理解という点では、日本はまだまだ後進国であるかもしれない。前号の「特定公益増進法人」のところでのべたように、事業内容のいかんによっては免税対象になりにくいので、なお選択の幅はせばめられる。

財団によっては、とりあえず特定公益増進法人になることは期待しないで、助成活動をできるだけ広い範囲にさだめておき、他日、認定されることを期すというやり方もあるが、一般的に言えば、できるだけ「特定公益増進法人」の枠をひろげることがのぞましい。

民間の自発的な気持ちと資金でスタートしたものが、主務官庁の枠にとどまり、税制でおさえられるのは、

おかしいことである。政治や行政は、なぜ、民間の力を最大限にひきだす方向に向かわないのであろうか。それでも、新しい財団が設立されることで、限られた分野ではあるが、社会のニーズにこたえ、徐々に財団全体としての多様化はすすんでいるとはいえる。

財団は変わらないか

さらに②の問題がある。既存の財団が、もっと社会のニーズにこたえて、分野の拡大と変更ができないだろうか？ 一般的には、答えはノーである。

財団活動にたずさわったものからすると、財団の歴史、経験を生かして、なんとか社会の役に立ちたいと思う。また、財団の外にいる人たちからすれば、なぜ、財団はもっと柔軟に新しい時代の要請にこたえてくれないかと思うにちがいない。ところが、いったんできた財団が事業内容を変えていくのは至難のことである。主務官庁・税制の壁が立ちだかっている。せっかくある財団の力をフルに発揮させる方向にいかないものか。そうした方が社会にとっては、資源を有効に活用できるのではないか。

自由で柔軟な活動ができないことは、さまざまな影響をもたらす。革新的であるべき財団を保守的なものにしてしまう。財団スタッフの意欲を失わせ、無難な方向にいかせてしまう。

すべての既存の財団が変革をのぞんでいるわけではないという意見があるかもしれない。しかし、たとえそうだとしても、多様で自由な選択肢があることは、財団活動の活性化に役立つ。まして社会の変化のすさまじい時代である。変革の可能性を持たせておいた方がよいのである。

既存の財団活動を多様化させ、活用することに道をぜひ開くべきである。

企業財団のゆくえ

企業をつくった財団の場合、企業がおこなう社会活

動との連携・協調を考えると、主務官庁制の枠にはまらず自由な活動ができたと思う。いまの状態では、財団の活動の幅はせまく、企業の活動の幅の方がひろい。企業のおこなう社会活動には、主務官庁による許可うぬんはないので、自由な活動ができるが、財団の社会活動が制約されているというのは、よく考えてみれば、おかしい話である。

逆に財団の経験が、企業の社会活動のなかに活かされるようにすべきではないだろうか。この点から見ても、主務官庁の枠はずしもよいのではなからうか。社会とのかかわりあいの面で企業と財団が相互に協力をしあいながら、すすむことが大切である。いまのままではせつかくの財団の経験を企業に生かしにくい。それは社会的な損失である。

内部からの多様化を

③の問題は財団自身の問題である。財団内部の手続きを変えることによって、多様性を確保するのも大事なことだ。諸制限をはずし、機動的な助成をおこなえるようにする。民間財団の助成は、政府の科学研究費などくらべたら少ない。しかし民間財団のよさは、使途が比較的に自由なことである。それなのに、財団自身が硬直的な助成手続や運営にこだわっていたら、

民間財団の長所を殺してしまうことになりかねない。助成財団は自分たちの運営の仕方を見直し、もっと自由な財団活動ができるようにしなければならない。

財団活動は普通の気持ちで

こうして検証してみると、日本の財団はしばられすぎている。助成財団＝民法34条法人は、明治の御代につくられた法律に設立の根拠がある。つじつまがあわないのは当然である。主務官庁により、あつかいの違うのもそうした長い歴史をひきずっているからであろう。社会は本来、社会を構成する誰もが、公平に、持てる力を発揮できるようにしておくべきだと思う。

そのためには、公益活動全体を高い立場から考えるとともに、市民の視点でみれる組織が必要ではないか。

それぞれの主務官庁からは距離をおいた、イギリスのチャリティ・コミッションのような組織、「公益活動推進庁（仮称）」ができたと思う。

財団活動は特別のことではない、普通の気持ちで親切をしようとする延長線のうえにある。個人も企業も参加しようと思えば、参加できるように開かれるべきである。そうすれば、もっと多様な社会活動が花開くにちがいない。

書 評

NGOとボランティアの21世紀

デビッド・コーテン著

NGO活動推進センター 渡辺 龍也訳

学陽書房刊

この本の原題は“Getting to the 21st Century—Voluntary Action and the Global Agenda—[21世紀への道—ボランティア活動と地球的課題—]”である。

はじめに、ボランティア活動の現状とか、課題を期待すると思惑が外れたと思うかもしれない。単なるNGO論にとどまらず、市民社会論であり、あたらしい世紀をむかえる人々の心のよりどころを説いた本といったらよいのだろう。著者はフォード財団のプロジェクト・スペシャリスト、アメリカ国際開発庁アジア地域顧問としての経験を、もとにして著しているの、われわれ財団にはたらくものにとって考えさせられるところが多い。しかも、内容ばアジアがベースになっているからなじみやすい。

『…こうした能力をもつことによって、ボランティア組織は、政治の主流に身を置く体制派や既存の公共政策が取りえないような立場に立ち、それを提唱してシステムを変革する触発者としての役割を果たせるのである』と、ボランティア組織のありかたを説き、世界の三つの危機として①人間性を否定する貧困②崩壊する生態系③ストレスに満ちた社会構造をとりあげ、このまま放置すれば、いずれは地球上の人間がすべて同じ運命をたどるだろうと指摘している。

「NGOの多くが、自らの役割を、直接手の届く範囲にいる人びとの苦痛を和らげるという周縁的なものに矮小化していることを理解し始めた。NGOは明確な戦略目標に欠け、専門的な能力もあまりなく、ほかの組織との協力にも消極的にみえた。」

「NGOの場合は自分で自分の視野を狭めてしまう自律的なものであるだけに、自らの役割や潜在力をもっと広い視野からとらえ直す勇気さえあれば、自らの限界を克服することは可能である。」財団関係者にとっても、得るところが多い。

なお、巻末には日本のNGOについての解説が付いており、すぐれたNGO論となっている。（山口）

この財団に この人

中里順子

財団法人音楽鑑賞教育振興会
助成事業担当



中里順子プロフィール

東京学芸大学初等教育教員養成課程音楽科卒業。大学のオーケストラでチェロを弾いたことと、財団主催のバッハ・アカデミー（3年間）のお陰で音楽に対する視野が広がった気がします。現在は、そろそろ四十肩？のせいか手が痛く、チェロが弾けないのが残念です。

——財団に入られて何年ですか？ 中里さんのキャリアも簡単にご紹介ください。

今年で13年になります。早いですね！ 本当は音楽の先生になるはずでしたが……。謝恩会で会った恩師の薦めで財団を訪ね、はじめはアルバイトとして働きました。この資料室（インタビュー場所。学校教材の関連曲、世界の民族音楽、邦楽などのCD、LDが整然と管理されている）の整理が最初の仕事です。丁度バッハ生誕300年に向けてイベントが始まる年。一連の行事をお手伝いする内に音楽の奥にある精神、学校教育では得られない広がりや奥深さに触れて、大いに刺激を受けました。その体験がいまも生きています。その後、正規スタッフとして助成事業の柱である「音楽鑑賞教育」に関する調査研究や講習会、また小・中・高等学校の音楽教師を対象とした「ヨーロッパ音楽鑑賞視察」などの事業を担当しています。

——「音楽鑑賞教育」に関する調査研究とはどんな内容ですか？ ご担当の仕事もご説明ください。

ここは、パイオニア(株)の創立30周年を記念した財団で、設立23年になります。「音楽鑑賞教育」の普及、発展をめざして、主に学校教育を中心として実施しています。小・中・高等学校の音楽授業に「音楽鑑賞教育」がありますが、ただ受け身で音楽を聴くのでは眠くなるだけ。感性を磨き、自分の個性に合った音楽を選びとる力は付きません。子どもたちが積極的に授業に参加するための授業法の開発と調査研究を行い、音楽教師の研修会などへ講師派遣と教材機器を提供する普及活動を行っています。全国ベースで年間100回を数えます。もう一つがヨーロッパ音楽の神髄に触れる「海外音楽視察団」派遣助成です。音楽教育にたずさわる教師15名がザルツブルク夏の音楽祭を中心に15日間の視察をします。この二つが私の担当。この他、「音楽」をテーマとした作文・論文コンクールも大きな柱です。全国41,000校と一般向けに募集案内をし、毎年1月、サントリーホールで表彰式を行っています。これも昨年まで担当でした。

——ヨーロッパ音楽の神髄にふれる「音楽の旅」。楽しそうなお仕事ですね！

楽しいばかりでなく、大変タフな仕事なんですよ。特に夏休みは壮絶です。助成担当のスタッフは事務局長を入れて4人。音楽視察団も財団主催の夏季セミナーも夏休み、全国各地で行われる年間100回にも及ぶ講習会後援のほとんどが7～8月。財団の普及や機器のセッティングなど、講師と一緒に会場から会場へと出張が続きます。夫の理解があり、子供もいないので体力でカバーしています。

——小・中・高校の先生方とお付き合いを通じて、日本の音楽教育についてお感じになることがありますか？

いまだに「コンクール第一主義」的な傾向が日本の音楽教育にはありますね。授業内容を充実させるより、大きなコンクールで入賞すると学校にも先生にもハクがつく。いささか疑問に思います。もっと子どもたちの自発性や個性を活かす教育、授業の中で音楽への窓口を広げる教育ができないかと考えています。

——ヨーロッパの音楽視察などで、思い出に残るエピソードがあればご紹介ください。

何しろ音楽の先生方ですから、視察先のいろいろな所で合唱のきれいなハーモニーが生まれます。教会で、またはレストランである先生が歌いだすと、すぐにハーモニーがつき、居合わせたアメリカやヨーロッパの人たちも加わって素晴らしいコーラスになります。音楽を中心にいろいろな国の人々との交流が自然に生まれるのが印象に残ります。

——最後に助成財団資料センターへのご要望などがありましたら、お聞かせください。

（ここは佐藤事務局長から）税制とタテ割り行政の是正を財団界全体として取り組んでいただきたい。そして今、財団の収益は下降ラインを辿っているのに、逆に財団の認知度は上昇していて、以前より寄せられる要望が多いのに応じられない状況です。財団活動全体のPRをまとまっていなければならないと思います。また、各財団が専門性を発揮すればするほど人材の流動性が乏しくなる。管理部門などで、財団間の人材交流が計ればと考えています。財団センターとしてこの辺も是非お考えいただければと思います。

（インタビューアー・青木）

財務諸表

収支計算書総括表

平成6年4月1日から平成7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特定基本財産会計
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	18,060,237	18,060,237	0
2. 特定基本財産運用収入	11,373,704	0	11,373,704
3. 入会金収入	450,000	450,000	0
4. 会費収入	20,782,500	20,782,500	0
5. 助成金収入	5,000,000	5,000,000	0
6. 事業収入	14,528,642	14,528,642	0
7. 雑収入	514,748	514,748	0
8. 一般会計繰入金収入	4,350,000	0	4,350,000
当期収入合計 (A)	75,059,831	59,336,127	15,723,704
前期繰越収支差額	13,049,994	11,368,075	1,681,919
収入合計 (B)	88,109,825	70,704,202	17,405,623
II. 支出の部			
1. 事業費	52,432,020	36,585,100	15,846,920
2. 管理費	14,411,230	14,411,230	0
3. 固定資産取得支出	524,984	524,984	0
4. 特定基本財産会計繰入金支出	4,350,000	4,350,000	0
当期支出合計 (C)	71,718,234	55,871,314	15,846,920
当期収支差額 (A) - (C)	3,341,597	3,464,813	▲ 123,216
次期繰越収支差額 (B) - (C)	16,391,591	14,832,888	1,558,703

貸借対照表総括表

平成7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特定基本財産会計
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	3,219,841	2,429,721	790,120
棚卸資産	1,669,259	1,669,259	0
有価証券	8,989,520	8,357,320	632,200
その他の流動資産	4,760,849	4,525,022	235,827
流動資産合計	18,639,469	16,981,322	1,658,147
2. 固定資産			
基本財産	505,591,000	298,065,000	207,526,000
その他の固定資産	11,447,569	11,447,569	0
固定資産合計	517,038,569	309,512,569	207,526,000
資産合計	535,678,038	326,493,891	209,184,147
II. 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	578,619	479,175	99,444
負債合計	578,619	479,175	99,444
III. 正味財産の部			
正味財産	535,099,419	326,014,716	209,084,703
(うち基本金)	(505,591,000)	(298,065,000)	(207,526,000)
(うち当期正味財産増加額)	(1,025,305)	(1,148,521)	(▲ 123,216)
負債及び正味財産合計	535,678,038	326,493,891	209,184,147

新会員紹介

(財)松尾学術振興財団

〒166 東京都杉並区高円寺北2-29-15 善和ビル

TEL 03-3223-8751 FAX 03-3310-0531

主務官庁：文部省 設立：1988年12月8日

主な事業：自然科学の分野では基礎物理学の研究助成を中心に、また、人文科学の分野では音楽関係の助成をおこなう。

①松尾学術研究助成

原子物理学および量子エレクトロニクスの基礎に関する実験的・理論的研究、およびそれらを手段として用いた物理学の基礎に関する研究。若手研究者を優先。

②松尾音楽助成

音楽、特に弦楽器の演奏法と楽曲の解釈の研究をおこなう者に対する助成で海外研修費等を援助。若手の弦楽四重奏団員。

③その他

代表者：理事長 宅間 宏

事務責任者：常務理事・事務局長 水野全二

基金金：9億円

支出総額：5,300万円 うち助成額3,200万円



インフォメーション

新理事長に伊藤昌壽氏が就任。

前理事長 山下秀明氏の逝去にともない空席となっていた当センターの後任理事長に伊藤昌壽氏（東レ科学振興会会長・東レ株式会社相談役 最高顧問）が就任された。



7月24日(月)に開催された臨時の評議員会で、新理事の選任がおこなわれ、その後の理事会で理事長の選任と新評議員の選任がおこなわれた。新しく選任された役員はつぎのとおり。

理事長 伊藤昌壽

理事 上田伸夫* (財)東レ科学振興会専務理事

評議員 西方俊平** (社)信託協会専務理事

*慣例として、理事長財団の専務理事がセンターの理事として、理事長の補佐役にあたることとなっている。

**同協会の人事異動にともなう交代。

第18回「関西財団の集い」について

関西財団の集いは、関西財団関係者の情報交換と親睦を目的として、'86年以来、年に2回開催している。

次回(第18回)は下記により開催の予定。

1. と き：平成7年10月20日(金) 13時～18時30分
2. ところ：日本チバガイギー(株) 宝塚本社
3. テーマ：講演「研究助成事業の理解のために」

講師 佐藤 了(大阪大学名誉教授)

その他 観劇・懇談

4. 幹 事：チバ・ガイギー科学振興財団

TEL 0797-74-2460

編集後記

後任理事長に東レ科学振興会伊藤会長をお迎えすることができました。何と言っても理事長は「センターの顔」なんだから、早く決めた方がよいという意見がありました。伊藤会長は東レ株式会社の会長をご退任になったところで、少しは楽になったと思っていたご様子でしたが、社会のお役に立つことならと、まげておひきうけいただきました。事務局としては、ただ感謝あるのみです。(山口)

日本経済新聞社青柳潤一編集委

員の司会による座談会は、有意義であった。特に阪神大震災の義援金が約1,600億円余り、約20億ドル集まったにもかかわらず、1,000億円はいまだに配分されていない事実に驚いた。民のハートのこもった金が、6か月経っても、公平という名の官のロジックで塩漬けにされている事実に注目してほしい。財団の設立、運営についても同じようなことがあるのではないかと。規制緩和の実行が望まれる。

(山本)

JFC VIEWS AUGUST 1995 NO. 3
財団と共生の社会をめざして

JFC VIEWS No.3 August, 1995

編集・発行 財団法人助成財団資料センター

発行日 1995年8月20日

発行人 山口日出夫

〒160 東京都新宿区新宿1-3-8

YKB新宿御苑5階

Tel 03-3350-1857

Fax 03-3350-1858

デザイン 小島トシノブ

印刷 (有)イトウ写植社

PRINTED IN JAPAN